

道内事業者の皆様へ

道内事業者等 事業継続 緊急支援金

申請の手引き

新型コロナウイルス感染症の影響による売上の減少に加え、原材料等の価格高騰による影響を受けている中小・小規模事業者、個人事業者の皆様への事業継続に向けた一助とするため支援金を給付します。

「道内事業者等事業継続緊急支援金」の不正受給は犯罪です。

事業継続緊急支援金が給付予定額に達した場合は、期限前に申請の受付を締め切る場合があります。

事業継続緊急支援金は、申請受付（事務局が申請書を受理した日）から給付（申請者の口座への振り込み）まで、4週間程度を要する見込みです。あらかじめご承知おきくださいますようお願いいたします。（申請に不備のあった場合は、4週間以上かかる場合がございます。ご了承ください。）

2022年7月22日
北海道事業継続緊急支援金事務局

対象となる方（次の要件をいずれも満たしている方）

① 売上要件

令和3年(2021年)11月以降のいずれかの月の売上高が、平成30年(2018年)11月から令和2年(2020年)3月までの同月の売上高と比較して20%以上減少していること。

② 原材料・資材コスト要件

令和3年(2021年)11月以降のいずれかの月に事業のために購入した原材料・資材等の単価が、令和2年(2020年)11月から令和3年(2021年)10月までのいずれかの月に購入した単価よりも増加していること。

給付額

中小・小規模事業者等： 10万円/事業者
個人事業者： 5万円/事業者

※支援金は事業者単位で給付します。

受付期間

令和4年(2022年)7月27日(水)～令和4年(2022年)10月31日(月)

※支援金の給付予定額に達した場合は、期限前に申請の受付を締め切る場合があります。

問い合わせ・提出先

問い合わせ

011-350-6711（専用ダイヤル）

対応時間 午前8時45分から午後5時30分まで ※受付は平日のみ

郵送先

〒063-8691 札幌西郵便局 郵便私書箱第39号（※住所の記載不要）

北海道事業継続緊急支援金事務局 ※2022年10月31日(月)消印有効

・簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受取確認がされるもの）で郵送してください。

・料金不足のものについては、受付できませんので返却となります。

※商工会議所・商工会、農協、漁協等の団体において、複数の申請をまとめて郵送する場合には、申請者ごとに申請書類一式をクリアファイルに入れたり、クリップ留めするなどし、事業者名を記載した申請者一覧表（任意様式）を同封してください。

※申請書類等は以下の事業継続緊急支援金専用ホームページからダウンロードできます。

<https://kinkyushien-r4-hokkaido.jp/>

【目次】

1. 給付要件を確認する P3 ~ 7
2. 申請する P7 ~ 11
3. 添付書類等の確認 中小・小規模事業者等 P12 ~ P21
4. 添付書類等の確認 個人事業者等 P22 ~ P31
5. 雑所得・給与所得で確定申告した P32 ~ P41
個人事業者等

給付要件

【給付要件】

- ・新型コロナウイルス感染症の流行により減収となっていることに加え、原材料・資材等の単価上昇の影響を受けている事業者であること
- ・令和3年(2021年)11月以降のいずれかの月の売上高が、平成30年(2018年)11月から令和2年(2020年)3月までの同月の売上高と比較して20%以上減少していること。
- ・令和3年(2021年)11月以降のいずれかの月に事業のために購入した原材料・資材等の単価が、令和2年(2020年)11月から令和3年(2021年)10月までのいずれかの月に購入した単価よりも増加していること。

※なお、支援金は店舗や事業所単位ではなく事業者単位で給付します。

※申請特例 (例：新規開業・創業した事業者やNPO、公益法人等) に該当する場合は、申請の手引き別冊 (特例事項) をご参照ください。

【給付対象者】

- ・中小・小規模事業者等、フリーランスを含む個人事業者等

※中小・小規模事業者の場合、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること

※中小・小規模事業者の場合、資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること

※中小・小規模事業者の場合、2022年7月20日以降、継続して履歴事項全部証明書の本店所在地が道内であること

※個人事業者等の場合、2022年7月20日以降、継続して本人確認書類の住所が道内の住所であること

※NPO法人等の場合、2022年7月20日以降、継続して主たる事務所の所在地が道内にあることを証明できること

【不給付要件】

1. 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
3. 政治団体
4. 宗教上の組織又は団体
5. 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
6. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
7. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者
8. 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
9. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
10. 1～9に掲げる者のほか、事業継続緊急支援金の趣旨・目的に照らして適当でないとし事が判断する者

給付対象となる売上の減少率の考え方

令和3年(2021年)11月以降のいずれかの月の売上高が、平成30年(2018年)11月から令和2年(2020年)3月までの同月の売上高と比較して**20%以上減少**していること。（※確定申告において事業収入、業務委託による雑所得・給与所得にて申告していること）

【比較例】

※基準月と比較月における売上高は税抜きでの比較となります。

<基準年>

2018年				2019年							
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

<対象年>

2021年				2022年							
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
85	85	80	70	90	90	70	85	90	90	85	85

比較

対象月の売上高が20%以上減少

対象月

給付対象となる原材料等の単価増加の考え方①

令和3年(2021年)11月以降のいずれかの月に事業のために購入した**原材料・資材等の単価**が、令和2年(2020年)11月から令和3年(2021年)10月までのいずれかの月に購入した単価よりも**増加**していること。

【比較例（菓子製造業の場合）】

※比較する月は同月である必要はありません。

<基準年>

2021年								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
砂糖 30kg 8,000	砂糖 30kg 8,000	砂糖 30kg 9,000	砂糖 30kg 9,000	砂糖 30kg 9,000	砂糖 30kg 10,000	砂糖 30kg 10,000	砂糖 30kg 10,000	砂糖 30kg 10,000

<対象年>

比較

原材料の単価が増加

2022年								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
砂糖 30kg 10,000	砂糖 30kg 10,000	砂糖 30kg 10,000	砂糖 30kg 11,000	砂糖 30kg 11,000	砂糖 30kg 11,000	砂糖 30kg 11,000	砂糖 30kg 12,000	砂糖 30kg 12,000

対象月

給付対象となる原材料等の単価増加の考え方②

要件

令和3年(2021年)11月以降のいずれかの月に事業のために購入した原材料等の単価が、令和2年(2020年)11月から令和3年(2021年)10月までのいずれかの月に購入した単価よりも増加していること。

対象となる原材料等

製品・商品の製造・生産目的で消費される原料や材料、製造・生産・サービスの提供に不可欠な資材、仕入れている物が対象です。

- 単価上昇による事業への影響がより大きい原材料等で申請いただくようお願いします。

【対象外となる主な費用】

- | | |
|------------|--------|
| ・人件費（給料賃金） | ・租税公課 |
| ・水道光熱費 | ・通信費 |
| ・接待交際費 | ・福利厚生費 |
| ・利子割引料 | ・地代家賃 |
| ・貸倒金 | など |

【特例で対象とするもの】

- 製造・生産・サービスの提供に不可欠な外注
ただし、人件費が費用の大部分を占める人材派遣等は対象外です。
- エンジン用の燃油
運輸業は、燃油（ガソリン、軽油、天然ガス、LPガスなど）による申請が可能です。
運輸業以外の業種については、主たる業務に関連する運送等に供する経費に限り申請することができますが、営業目的等による法人の従業員や個人事業者などが移動するための燃油は対象外です。
例）対 象：商品配送用社用車、漁船など
対象外：営業車（主に営業社員が使用している車）など

給付対象となる原材料等の単価増加の考え方③

単価の比較

原則として、同一のもの、同一の量（容量、重量、個数等）の価格（＝単価）で比較できる物を対象とします。

（同質同量での単価比較が原則）

- 同一の原材料・資材等であっても、異なる数量での購入金額で比較している場合は対象外です。（同質同量で比較していること。）

【対象となる例】

例1) 上白糖30kgと上白糖10kg

→ 10kgまたは1kg当たりの価格で比較できる場合は対象

例2) W社の品番XXXXXXXXXXのフローリング材4坪とW社の同じ品番のフローリング材16坪

→ 4坪または1坪当たりの価格で比較できる場合は対象

- 同一（同質）ではない場合、対象外です。

【対象外となる例】

例3) 日本酒（本醸造）1.8Lと日本酒（大吟醸）1.8L

→ 本醸造と大吟醸は、ともに清酒ですが、種類が異なるため、対象外。

例4) 業務用醤油18Lと業務用めんつゆ18L

→ 醤油とめんつゆは異なる商品であるため、対象外。

【特例で対象とするもの】

- 他に申請することができる原料、材料、資材、及び特例のもの（外注、燃油）がない場合は、「仕様、規格等が同一相当であるとする理由」を記載した上で申請することができます。

ただし、この場合、挙証書類の追加提出や申請理由の確認など、審査に時間を要するほか、申請が認められないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

例A) 惣菜用の容器Yの価格が高騰していることから、容器Z（品番の異なる別の容器）に変更した。

（価格高騰前の容器Yの価格＜容器Zの価格＜価格高騰後の容器Yの価格）

例B) 廃番（あるいは品不足）のため、1年前と同じ建材を購入できなかったことから、仕様（規格）が一部異なる建材を購入した。

給付対象となる原材料・資材コストの例

業種	原材料・資材等の例
製造業	製品・商品の製造のために使用する原料または材料
飲食店	食材、飲料、調味料、おしぼりなど
建設業	建材、建築資材、土木資材、電気設備、道路資材など
一次産業	ビニールハウスなどの農業資材、漁網などの漁業資材、ソーチェーンなどの林業資材
クリーニング	洗剤、ビニールカバー、ハンガーなど
理容、美容	シャンプー、リンス、タオル、パーマ液など
浴場	清掃用品、石けん・シャンプーなど
卸売、小売	梱包資材、包装資材、チラシ印刷など
印刷	インク、印刷用紙、原版など
宿泊	アメニティ用品、清掃用消耗品（洗剤など）、清掃委託料など
病院、診療所	清掃委託料、感染防止用具・用品など
介護施設	清掃委託料、感染防止用具・用品など
自動車整備	作業服、安全靴、整備用品・用具など
スポーツ施設	設備・機器メンテナンス料金、清掃委託料、感染防止用具・用品など
タクシー、トラック	車両メンテナンス料金、車両用消耗品（タイヤ）など ※運輸業は燃油(ガソリン、軽油、LPガスなど)での申請も可能です。
NPO法人、公益法人	定款に記載されている業務に必要な備品、委託料など

事業継続緊急支援金の申請手順

電子申請の場合

郵送申請の場合

1 専用サイトにアクセス

1 申請書類を入手
・P43以降に申請書／宣誓・同意書を添付
・専用サイトからダウンロード

2 申請内容の入力（記入）・確認を実施
①申請者基本情報 ②売上額 ③原材料・資材等の単価 ④振込口座情報

3 必要書類を添付

	中小・小規模事業者	個人事業者	
		青色申告	白色申告
事業継続緊急支援金申請書	○	○	○
確定申告書別表一の写し	○		
法人事業概況説明書の写し（表面・裏面）	○		
確定申告書第一表の写し		○	○
所得税青色申告決算書の写し（一般の場合のみ）		○	
売上台帳の写し ・対象月 2021年11月以降のいずれかの月	○	○	○
請求書等（申請する原材料等の請求書等）の写し ・基準月 2020年11月から2021年10月までのいずれかの月 ・対象月 2021年11月以降のいずれかの月	○	○	○
履歴事項全部証明書の原本 （2022年7月20日現在において、本店所在地が道内であることを証明できるもので、申請時から3ヶ月以内に発行されたものであること）	○		
本人確認書類の写し （運転免許証等は有効期限内のもの、住民票等は2022年7月20日現在において、道内在住であることを証明できるもので、申請時から3ヶ月以内に発行されたものであること）		○	○
通帳の写し ※「道特別支援金A・B・C」で使用した口座を指定する場合は省略が可能ですが、給付決定通知書の写しの提出が必要です。	○	○	○
宣誓・同意書	○	○	○

・その他事務局より追加で書類の提出を求められることがあります。

申請

申請内容に不備がなければ、審査完了後ご登録の口座に入金

(1枚目(表面)/記入例)

道内事業者等事業継続緊急支援金申請書

令和 ● 年 ●● 月 ●● 日

北海道知事 鈴木 直道 様

以下のとおり、事業継続緊急支援金の給付を申請します。

申請事業者名 (法人名又は屋号 及び個人事業者 等氏名)	フリガナ	カブシキガイシャ ホッカイドウチョウ					
	法人名又は屋号	株式会社 北海道庁					
	代表者役職	代表取締役社長					
	フリガナ	ホッカイ	タロウ				
代表者名	姓	北海		名	太郎		
	法人番号	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●					
申請者の種別・所在地 (住所)等	<input checked="" type="checkbox"/> 法人	本社・本店所在地	〒060-0003 北海道 札幌市中央区北3条西6丁目1-1				
		個人事業者等の 自宅住所	〒 北海道				
	<input type="checkbox"/> 個人 事業者	生年月日	西暦	年	月	日	
		担当者	部署名 職名	フリガナ 氏名	ホッカイ 姓	ジロウ 名	
連絡先	E-mail	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲ @ ●●●.co.jp					
	固定電話	011-●●●-△△△△	携帯電話	090-▲▲▲▲-■●●■			
事業概要	従業員数	正社員 10 人	パート アルバイト	人	資本金・出資金	10,000,000 円	
	設立年月日	西暦	2002 年	4 月	10 日	決算月 ※法人の場合	3 月
	主な 事業内容						
	業種コード ※1	0 9 0	ホームページ URL※ある場合	http:■▲▲▲.com			

※1 業種コードは「申請の手引き」で確認し、記載してください。

【口座振替の申し出】

北海道から支払われる事業継続緊急支援金については、下記による口座振替払いを申し出ます。

口座振替の申し出	道特別支援金 A・B・C で使用した 口座を指定	本欄にチェック (レ) を入れ通知書番号を記入いただいた場合は金融機関の記入は不要です。 ※この場合、「道特別支援金A・B・C」の「給付決定通知書」の写しを提出してください。			
	<input type="checkbox"/> 「道特別支援金A・B・C」で申請した口座を指定します。	事業者番号	※1 数字		
	金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合	店名	預金種目	口座番号(右詰めで記入)
口座 カナ名義	北海	北3条 本店支店	普通・当座	●●●●●●●●●●	
	金融機関コード(※)	●●●●	店番号	●●●●	(※)金融機関コードが不明な場合は空白で構いません。
	(カタカナ) カ) ホツカイドウチヨウ				

※1 通知書番号の最初のアルファベットを記載してください。

※ 口座名義人(カナ)については、通帳の見開きページより記載してください。

(注) ゆうちょ銀行の場合は「記号番号」を記入せず「店名」「口座番号」をそれぞれの欄にご記入ください。

※ 必ず申請者名義の口座を指定してください。(法人の場合は、原則、当該法人の口座に限ります。)

(注) 裏面にも記載事項があります。

(2枚目(裏面)/記入例)

要件 1	基準月 (円・税抜き)				対象月 (円・税抜き)				減少率
	2018.11	2018.12	2019.08	2019.09	2021.11	2021.12	2022.08	2022.09	
売上要件	2019.01		2019.10		2022.01		2022.10		30 %
	2019.02	1,000,000	2019.11		2022.02	700,000	2022.11		
	2019.03		2019.12		2022.03				
	2019.04		2020.01		2022.04				
	2019.05		2020.02		2022.05				
	2019.06		2020.03		2022.06				
	2019.07				2022.07				
	月平均額による場合の平均額								

※該当する月に売上高を記載

※該当する月に売上高を記載

※「月平均額による場合の平均額」欄は、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合に記入。

要件 2	いずれかの口にレを記入		具体的内容を記載してください(該当がある場合は口にレを記入)					
	申請する原材料・資材等	<input checked="" type="checkbox"/> 原料・材料・資材仕入れ(物)	名称	上白糖	購入単位 ※2	30kg袋		
<input type="checkbox"/> 外注		外注の内容		契約単位 ※3				
<input type="checkbox"/> エンジン用の燃油		業種	<input type="checkbox"/> 運輸業である。(バス、トラック、タクシー等) <input type="checkbox"/> 運輸業ではない。					
		車両、船舶等の種類・用途		油種等 ※4				
<input type="checkbox"/> 仕様、規格等が異なる原材料等で申請する場合		※5	<input type="checkbox"/> 下記の原材料等以外に、原料・材料・資材・仕入れ・外注・エンジン用の燃油で申請できるものではありません。 <input type="checkbox"/> 仕様、規格等が異なる原材料等ですが、次の理由により「同一相当」と考えますので、申請します。					
※6		原材料等の名称	「同一相当」の理由					
単価の比較	基準月 (単位当たりの価格:円)				対象月 (単位当たりの価格:円)			
	2020.11		2021.06		2021.11		2022.06	
	2020.12		2021.07		2021.12		2022.07	
	2021.01		2021.08		2022.01		2022.08	10,000
	2021.02		2021.09		2022.02		2022.09	
	2021.03		2021.10		2022.03		2022.10	
	2021.04				2022.04		2022.11	
	2021.05	8,000			2022.05		2022.12	

※該当する月に原材料・資材等の単価を記載

※該当する月に原材料・資材等の単価を記載

※2 原材料・資材で単価を比較できる購入単位を記入してください。(例:1トン、30kg袋、20本/箱、18L斗缶、200Lドラム缶など)

(請求書、納品書、領収書などに単価が記載されている場合は、その単価の単位を記載してください。)

※3 外注・委託契約で単価を比較できる単位を記入してください。(例:100枚、1時間、100個、100kgなど)

※4 ガソリン、軽油、天然ガス、LPガスなどの油種等を記入してください。

※5 提出書類については、申請の手引き別冊(特例事項)を参照してください。

提出書類チェックリスト

※チェック欄に☑したことを確認した上でご提出ください。

<input checked="" type="checkbox"/> 確定申告書	<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類(個人のみ)
<input checked="" type="checkbox"/> 売上台帳	<input checked="" type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書(法人のみ)
<input checked="" type="checkbox"/> 請求書等	<input checked="" type="checkbox"/> 通帳の写し(オモテ面・通帳を開いた1、2ページ)
<input checked="" type="checkbox"/> 宣誓・同意書	(※「道特別支援金A・B・C」と同じ振込先とする場合は「給付決定通知書」の写し)

特例事項チェックリスト

※特例事項の申請がある場合は該当するチェック欄に☑し、ご提出ください。

<input type="checkbox"/> 売上要件に係る証拠書類等	<input type="checkbox"/> 合併	<input type="checkbox"/> 罹災
<input type="checkbox"/> 原材料等コスト要件	<input type="checkbox"/> 連結納税	<input type="checkbox"/> 法人成り
<input type="checkbox"/> 新規開業・創業	<input type="checkbox"/> 事業承継(死亡)	<input type="checkbox"/> NPO、公益法人

日本標準産業分類コード表

申請時の業種については、下図日本標準産業分類コードを参照し、該当するコードを記入してください。

大分類	中分類	大分類	中分類		
A 農業, 林業	010 農業	I 卸売業, 小売業	500 各種商品卸売業		
	020 林業		510 繊維・衣服等卸売業		
B 漁業	030 漁業 (水産養殖業を除く)		520 食料品卸売業		
	040 水産養殖業		530 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業		
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	050 鉱業, 採石業, 砂利採取業		540 機械器具卸売業		
D 建設業	060 総合工事業		550 その他の卸売業		
	070 職別工事業 (設備工事業を除く)		560 各種商品小売業		
	080 設備工事業		570 織物・衣服・身の回り品小売業		
	090 食料品製造業		580 食料品小売業		
	100 飲料・たばこ・飼料製造業		590 機械器具小売業		
	110 繊維工業		600 その他の小売業		
	120 木材・木製品製造業 (家具を除く)		610 無店舗小売業		
	130 家具・装備品製造業		620 銀行業		
	140 パルプ・紙・紙加工品製造業		630 協同組織金融業		
	150 印刷・同関連業		640 貸金業, クレジットカード等非預金信用機関		
	160 化学工業		650 金融商品取引業, 商品先物取引業		
	170 石油製品・石炭製品製造業		660 補助的金融業等		
	180 プラスチック製品製造業		670 保険業 (保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)		
	E 製造業		190 ゴム製品製造業	K 不動産業, 物品賃貸業	680 不動産取引業
			200 なめし革・同製品・毛皮製造業		690 不動産賃貸業・管理業
		210 窯業・土石製品製造業	700 物品賃貸業		
220 鉄鋼業		L 学術研究, 専門・技術サービス業	710 学術・開発研究機関		
230 非鉄金属製造業			720 専門サービス業 (他に分類されないもの)		
240 金属製品製造業			730 広告業		
250 はん用機械器具製造業			740 技術サービス業 (他に分類されないもの)		
260 生産用機械器具製造業		M 宿泊業, 飲食サービス業	750 宿泊業		
270 業務用機械器具製造業			760 飲食店		
280 電子部品・デバイス・電子回路製造業		N 生活関連サービス業, 娯楽業	770 持ち帰り・配達飲食サービス業		
290 電気機械器具製造業			780 洗濯・理容・美容・浴場業		
300 情報通信機械器具製造業			790 その他の生活関連サービス業		
310 輸送用機械器具製造業		O 教育, 学習支援業	800 娯楽業		
320 その他の製造業			810 学校教育		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	330 電気業	P 医療, 福祉	820 その他の教育, 学習支援業		
	340 ガス業		830 医療業		
	350 熱供給業		840 保健衛生		
	360 水道業		850 社会保険・社会福祉・介護事業		
G 情報通信業	370 通信業	Q 複合サービス事業	860 郵便局		
	380 放送業		870 協同組合 (他に分類されないもの)		
	390 情報サービス業	R サービス業 (他に分類されないもの)	880 廃棄物処理業		
	400 インターネット附随サービス業		890 自動車整備業		
	410 映像・音声・文字情報制作業		900 機械等修理業		
420 鉄道業	910 職業紹介・労働者派遣業				
430 道路旅客運送業	920 その他の事業サービス業				
440 道路貨物運送業	930 政治・経済・文化団体				
450 水運業	940 宗教				
460 航空運輸業	950 その他のサービス業				
470 倉庫業	960 外国公務				
480 運輸に附帯するサービス業	S 公務 (他に分類されるものを除く)		970 国家公務		
490 郵便業 (信書便事業を含む)		980 地方公務			
		T 分類不能の産業	000 分類不能の産業		

中小・小規模事業者等の場合

個人事業者等の場合

中小・小規模事業者等の場合

申請に当たり、以下の証拠書類等の提出が必要になります。

※ご提出いただいた申請書類等は、返却いたしません。

①	確定申告書等の写し 【P14参照】	基準月を含む事業年度の確定申告書類等の写し ※下記の2つをご提出ください。 ・確定申告書別表一の写し ・法人事業概況説明書の写し（表面・裏面） ※所轄税務署に提出済のもの （收受印が押印されているもの、または、税理士のサイン・押印があるものに限る） ※e-Taxの場合には受付日時の印字されている事又は「受信通知（メール詳細）」が別途必要となります。 ※收受日付印が押されていない、受付日時が印字されていない場合、「納税証明書（その2所得金額用）」を付属書類として、ご提出ください。
②	法人事業概況説明書の写し 【P14参照】	
③	売上台帳等の写し 【P16参照】	・対象月 2021年11月以降のいずれかの月の売上高がわかる書類（売上台帳等） ※書式は問わないが、年月日・社名（屋号等）の押印・月の合計額が確認できる書式であること。 ※日別・項目別等の詳細情報は不要です。
④	請求書等の写し 【P17参照】	・基準月 2020年11月から2021年10月までのいずれかの月に購入した単価がわかる書類（申請する原材料・資材の請求書等） ・対象月 2021年11月以降のいずれかの月に事業のために購入した原材料・資材等の単価がわかる書類（申請する原材料・資材の請求書等） ※書式や名称は問わないが、年月日・社名（屋号等）の押印・申請する原材料・資材の単価が確認できる書式であること。 ※申請する原材料・資材等以外の請求書等は不要です。
⑤	履歴事項全部証明書の原本 【P18参照】	※2022年7月20日以降、継続して本店所在地が道内であることを証明できるもので、申請時から3ヶ月以内に発行されたものに限ります。 ※法務局発行の登記官印が押印されたものをご提出ください。 ※登記情報提供サービス等にて印刷した書面は認められませんのでご注意ください。
⑥	通帳の写し 【P19参照】	通帳の見開きページの写し（1ページ・2ページ） （以下の情報が確認できるもの） ・金融機関コード ・支店コード ・口座種別 ・口座番号 ・口座名義人カナ表記 ※「道特別支援金」の受給者は省略が可能です。 （上記支援金と同じ振込先とする場合） ※省略する場合、上記支援金給付決定通知書の写しを提出すること。
⑦	宣誓・同意書 【P21参照】	事務局が定める様式
⑧	その他事務局が必要と認める書類	事務局の指示等により追加で提出する上記以外の資料等

① 確定申告書類の写し

基準月を含む (2018年~2020年) 確定申告書別表一の写し
 法人事業概況説明書 (表・裏) の写し

※ 收受日付印 (税理士のサイン/押印) が押されている必要があります。

※ e-Tax等を通じて申告を行っている場合は、次ページを参照してください

【確定申告書別表一の写し】

【法人事業概況説明書の写し】

※ 收受印、もしくは税理士のサイン・押印があるもの

① 確定申告書類の写し

電子申告の場合は確定申告上部に受付日時が記載されているもの、もしくはメール受信通知のコピーが必要となります。

受付日時：2021年4月〇日 受理番号2021031512346789

The image shows a sample of a Japanese corporate tax return form (青色申告). At the top, there is a red circle highlighting the receipt date and number: "受付日時：2021年4月〇日 受理番号2021031512346789". The form includes fields for business type, tax jurisdiction, company name, and tax amounts. It also features a section for "申告書" (Tax Return) and "申告書" (Tax Return) with checkboxes for "翌年以降送付要否" (Need to be submitted next year) and "税理士法第30条の書面提出有" (Written submission under Article 30 of the Tax Practitioners Act).

メール受信通知 サンプル

The image shows a sample of an email receipt notification from the tax authority. The email is titled "メール詳細" (Email Details) and contains the following information:

申告等内容	
届出先	自治体税務署
住所	〒2500041 600910057
法人名	有限会社ABC
代表者名	代表取締役
受付番号	2021031512346789
受付日時	2021年4月0日 16:53:18
税目	法人税及び地方税法上の税
申告年度 (法)	平成29年04月01日
申告年度 (実)	平成31年10月31日
税額	法人税
申告の種別	確定
所収金額又は支払金額	1,000,000円
申告額法人税額	1,000,000円
支払金額又は支払金額の返戻額	---
戻金(戻り)額又は支払金額又は支払金額	---
税額	地方税上税
申告の種別	確定
支払額法人税額	1,000,000円
支払額地方税額	5,000,000円
備考	※この通知は電子メールで送信され、A T Xインターネットシステムによる電子納税、クレジットカード決済を行う場合は、併せて届出される「納税通知(納税通知)」も確認し納税を行ってください。

※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目（法人税及び地方税法上の税）が表示され、かつ申告等データが税務署に到達したことがわかるものを添付してください。

②対象月の売上がわかる書類等の写し

対象月（2021年11月以降のいずれかの月）の売上がわかる売上台帳等の写し

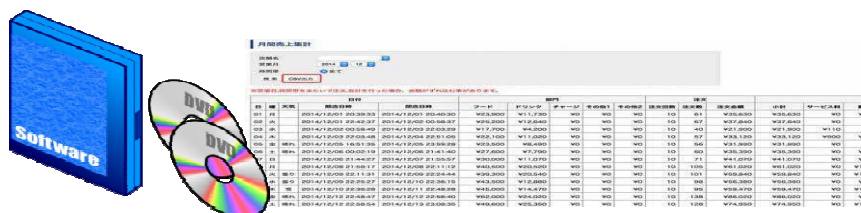
※書式は問わないが、年月日・社名（屋号等）の押印・月の合計額が確認できる書式であること。

※手書きの売上帳等のコピーでも問題ありません。

（事業者名、および年月が明確に記載されていること）

※電子申請の場合は、pdf、jpg、png形式でご提出いただくよう、お願いいたします。

経理ソフトから抽出した売上データ



エクセルで作成した売上データ



手書きの売上帳のコピーなど



pdf、jpg、png
形式で出力した
データで提出
してください。

③対象月・基準月の原材料等の単価がわかる書類等の写し

- ・ 基準月 2020年11月から2021年10月までのいずれかの月の請求書等の写し
(申請する原材料・資材等の単価が確認できる請求書等)
- ・ 対象月 2021年11月以降のいずれかの月の請求書等の写し
(申請する原材料・資材等の単価が確認できる請求書等)

※書式や名称は問いませんが、年月日・社名(屋号等)の押印・申請する原材料・資材の単価が確認できる書式であること。

※申請する原材料・資材以外の請求書は不要です。

※電子申請の場合は、pdf、jpg、png形式でご提出いただくよう、お願いいたします。

※請求書等がない場合は、レシートの写しをご提出ください。

(この場合、**当該レシート以外に提出できる証拠書類がないこと、申請者本人に発行されたものであることを宣誓いただきます**)

経理ソフトから抽出した仕入データ

※原材料・資材の単価が確認できること



pdf、jpg、png
形式で出力した
データで提出
してください。

仕入先からの請求書等

※原材料・資材の単価が確認できること

④ 履歴事項全部証明書の原本

申請者の履歴事項全部証明書（原本）を提出してください。

- ・ 2022年7月20日現在において、本店所在地が道内であることを証明できるもので、申請時から3ヶ月以内に発行されたものに限りま。

※法務局発行の登記官印が押印されたものをご提出ください。（登記情報提供サービス等にて印刷した書面は認められませんのでご注意ください。）

履歴事項全部証明書	
〇〇県〇〇市〇〇町 123-4 株式会社〇〇〇 会社法人等番号 1111-22-333333	
商号	株式会社〇〇〇
本店	〇〇県〇〇市〇〇町 1-23-4
公告をする方法	当会社の公告は、官報に記載して行う。
会社の成立の年月日	平成〇〇年〇月〇日
目的	1. 〇〇の卸し及び販売 2. 上記の附帯する一切の事業
発行可能株式総数	10万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済み株式の総数 100株
資本金の額	金100万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の発行する株式はすべて譲渡制限株式とし、当会社の株式を譲渡するには、取締役の過半数の承認を得なければならない。
役員に関する事項	取締役 田中太郎
	取締役 鈴木次郎
	〇〇県〇〇市〇〇町 1-1 代表取締役 田中太郎
登記記録に関する 事項	
これは登記簿に記録されている開示されていない事項の全部であることを証明した書面である。	
平成〇〇年〇月〇日	
〇〇地方法務局〇〇支局	
登記官	
	
整理番号 A444444 + 下線のあるものは注意事項であることを示す	
1/1	

⑤通帳の写し

法人名義口座の通帳の写しの提出が必要になります。(法人の代表者名義も可)

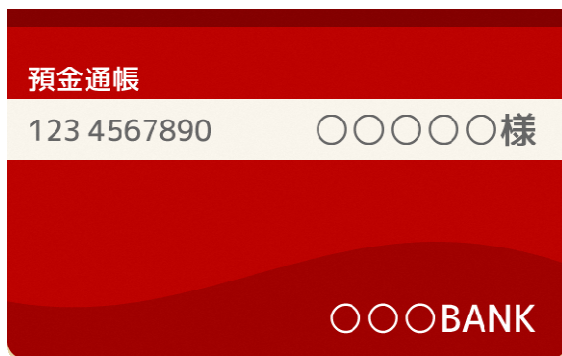
提出用の画像ファイルをご準備いただく際には、金融機関コード・支店コード・口座種別・口座番号・口座名義人カナ表記を確認できるように、スキャンまたは撮影を行ってください。

※**キャッシュカードの写しは不可**となります。

※電子通帳を利用しており、紙媒体の通帳を所持されていない場合は、電子記帳等の画面画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画面画像を提出してください。

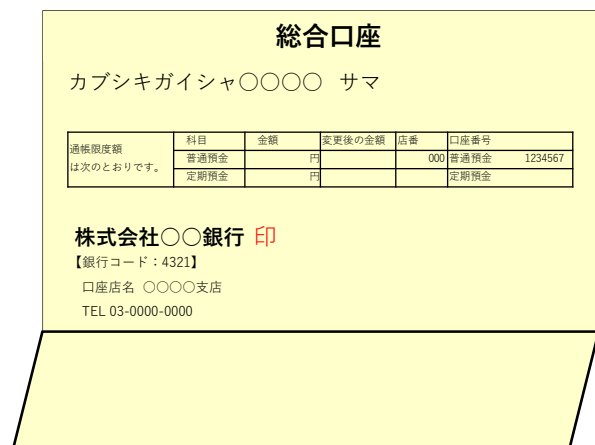
※省略についてはP.20をご覧ください。

通帳のオモテ面



電子通帳 画面コピー

通帳を開いた1・2ページ目



!! ご注意ください !!

画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人カナ表記が1つでも確認できない場合は、振込ができず、支援金のお支払いができません!

⑤通帳の写し-省略する場合

2021年度に北海道が実施した道特別支援金 A・B・C を受給済みで、当該申請で使用した口座を指定する場合は、口座を指定するいずれかの給付決定通知書の写しをご提出ください。

※通知書左上に記載されている事業者番号を申請の際に記入してください。

【道特別支援金 A・B・C】

令和○年(2021年)○月○日

〒**所在地**
所在地
所在地 2

・法人名・屋号
 ・代表者役職・代表者名 様

事業者番号 P000000 ← **事業者番号**

北海道知事 鈴木 直道

「道特別支援金」給付決定通知書

先に申請のありました「道特別支援金」につきまして、次のとおり給付決定し、届出のありました金融機関の預貯金口座に支援金を振り込みますので、お知らせいたします。

対象事業者名	・対象事業者名・
審査結果	給付決定
給付予定日	令和3年(2021年) 10月 15日
給付金額	・給付金額・円

(1) この通知が送付された場合であっても、申請書類に記載した口座の情報が誤り等があるときは、支援金が振り込まれないことがあります。上記支給予定日に振込確認ができない場合は下記お問い合わせ先へご確認ください。

(2) 申請書類の内容に虚偽が判明した場合又は支給要件に該当しないこととなった場合は、支援金を返還していただきます。

(3) 申請書類に記載された情報は、公的機関(税務当局、警察、保健所等)の求めに応じて提供します。

⑥ 宣誓・同意書

宣誓・同意書を提出してください。

- ・ 法人名をご記載ください
- ・ 代表者の氏名を必ず自署してください。

様式1

宣誓・同意書

この事業者等事業継続緊急支援金（以下「事業継続緊急支援金」という。）申請・給付要領（以下「要領」という。）第8条に基づき、次の1から4までのいずれにも宣誓し、次の5から13までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに事務局に事業継続緊急支援金を返還します。

- 1 給付要件を満たしていること
- 2 要領第6条第3項の基本情報及び同条第4項の経歴情報等及び第7条の申請書類の内容に虚偽のないこと
- 3 暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること
- 4 事業継続緊急支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること
- 5 次の書類を電子的記録等により5年間保存すること
 - ・ 要領で定める確定申告書、その裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳
 - ・ 請求書等の原材料・資材等の単価を確認できる書類
- 6 事務局又は知事が委任若しくは受委任した者の求めに応じて、5で保存している情報を速やかに提出すること
- 7 事務局又は知事が委任若しくは受委任した者が本要領第10条に基づいて行う関係書類の提出催告、事情聴取及び立入検査等の調査に応ずること
- 8 無資格受給（申請が給付要件を満たさないにもかかわらず事業継続緊急支援金を受給することをいう。）又は不正受給（偽りその他の不正の行為（詐欺、脅迫、隠蔽その他の刑法（明治40年法律第45号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに達しない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受給ることができない事業継続緊急支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実に反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、要領第10条に於いて事業継続緊急支援金の返還等を選択なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・種号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること
- 9 提出した基本情報等が事業継続緊急支援金の事務のために第三者に提供される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は直が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び事業継続緊急支援金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報（第三者から取得される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は直が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）があること
- 10 感染症ガイドラインに基づく感染拡大防止対策を徹底していること
- 11 新北商通スタイルの取組を実施していること
- 12 申請書に記載された情報について、公的機関（税務当局、警察、保健所、市町村等）の求めに応じて直が情報を提供することに同意すること
- 13 要領に於くこと

令和 年 月 日

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業主等の氏名（自署）

自署のみ

中小・小規模事業者等の場合

個人事業者等の場合

個人事業者等の場合

申請に当たり、以下の証拠書類等の提出が必要になります。

※ご提出いただいた申請書類等は、返却いたしません。

①	確定申告書等の写し 【P24参照】	<p>基準月を含む事業年度の確定申告書類等の写し</p> <p>◆青色申告（一般）の場合 ※以下の2つをご提出ください。 ※個人番号を塗り潰したものをご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書第一表の写し ・所得税青色申告決算書の写し <p>◆青色申告（農業・現金）、白色申告の場合 ・確定申告書第一表の写し</p> <p>※所轄税務署に提出済みのもの (收受印が押印されているもの、または、税理士のサイン・押印があるものに限り)</p> <p>※e-Taxの場合には受付日時の印字されている事又は「受信通知(メール詳細)」が別途必要となります。</p> <p>※收受日付印が押されていない、受付日時が印字されていない場合、「納税証明書(その2所得金額用)」を付属書類として、ご提出ください。</p>
②	売上台帳等の写し 【P26参照】	<ul style="list-style-type: none"> ・対象月 2021年11月以降の月単位の売上がわかる書類(売上台帳等) <p>※書式は問わないが、年月日・社名(屋号等)の押印・月の合計額が確認できる書式であること。</p> <p>※日別・項目別等の詳細情報は不要です。</p>
③	請求書等の写し 【P27参照】	<ul style="list-style-type: none"> ・基準月 2020年11月から2021年10月までのいずれかの月の請求書等(申請する原材料・資材の請求書等) ・対象月 2021年11月以降の請求書等(申請する原材料・資材の請求書等) <p>※書式や名称は問わないが、年月日・社名(屋号等)の押印・申請する原材料・資材の単価が確認できる書式であること。</p> <p>※申請する原材料・資材以外の請求書等は不要です。</p>
④	本人確認書類の写し 【P28参照】	<p>運転免許証、マイナンバーカード等</p> <p>※申請時において有効なものであり、2022年7月20日現在の住所が申請時の住所と同一のものに限ります。</p>
⑤	通帳の写し 【P29参照】	<p>通帳の表紙および見開きページの写し(以下の情報が確認できるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関コード ・支店コード ・口座種別 ・口座番号 ・口座名義人カナ表記 <p>※道特別支援金の受給者は省略が可能です。 (上記支援金と同じ振込先とする場合)</p> <p>※省略する場合、上記支援金支給通知書を提出すること。</p>
⑥	宣誓・同意書 【P31参照】	事務局が定める様式
⑦	その他事務局が必要と認める書類	事務局の指示等により追加で提出する上記以外の資料等

① 確定申告書類の写し

基準月を含む事業年度の確定申告書類等の写しが必要になります。

(※個人番号を塗り潰したものを提出ください。)

◆青色申告(一般)の場合

※以下の2つをご提出ください。

- ・確定申告書第一表の写し
- ・所得税青色申告決算書の写し

※所得税青色申告決算書については、事業者名・所在地・月別売上等が記載されているページの写しをご提出ください。

◆青色申告(農業・現金)、白色申告の場合

・確定申告書第一表の写し

※白色申告における基準月の月額売上は、確定申告書第一表の「収入金額等」における「事業」欄に記載の金額を12で割って算出します。

※ 收受日付印(税理士のサイン/押印)が押されている必要があります。

※ e-Taxを通じて申告を行っている場合、次ページを参照してください。

※ 收受日付印が押された確定申告書類をお持ちでない場合は、「納税証明書(その2) 所得金額用」を付属書類としてご提出ください。

※確定申告において事業収入、業務委託による雑所得・給与所得にて申告していなければなりません(不動産収入は対象外)

【確定申告書第一表の写し】

【所得税青色申告決算書の写し】

※收受印、もしくは税理士のサイン・押印 **※個人番号を塗り潰したものを提出ください。**

① 確定申告書類の写し

電子申告の場合は確定申告上部に受付日時が記載されているもの、もしくはメール受信通知のコピーが必要となります。**※個人番号を塗り潰したものを提出ください。**

受付日時：2021年4月〇日 受付番号 202103151234678

令和〇年〇月〇日 令和〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B

FA0125

第一表 (令和元年分以降用)

住所 (又は事業所所在地) 個人番号

フリガナ 氏名

性別 職業 番号・番号 申告者の氏名 申告者との関係

生年月日 電話番号 自宅・勤務先・携帯

収入金額等	所得	税	税金の計算
事業等 (ア)	事業等 (イ)	課税される所得金額 (30-35) 又は第2表上の⑳に対する税額 又は第2表の㉑	⑳ 000
不動産 (ウ)	不動産 (エ)	配当控除	㉒
利子 (カ)	利子 (キ)	配当控除 (特別増徴等) 又は第2表上の㉑	㉓ 00
配当 (ク)	配当 (ケ)	政党等寄附金等特別控除	㉔
給与 (コ)	給与 (ク)	所得控除 (基礎控除等)	㉕
雑 (カ)	雑 (カ)	控除等の特典	㉖
総合課税 (カ)	総合課税 (カ)	災害減免額	㉗
短期 (カ)	短期 (カ)	源泉徴収控除 (基本用)	㉘
長期 (カ)	長期 (カ)	復興特別所得税額 (30×2.1%)	㉙
一時 (カ)	一時 (カ)	所得税及び復興特別所得税の額 (30+40)	㉚
事業等 (イ)	事業等 (イ)	外国税額控除	㉛
事業等 (ロ)	事業等 (ロ)	源泉徴収税額	㉜
不動産 (ハ)	不動産 (ハ)	申告納税額 (30-35-40)	㉝
利子 (ニ)	利子 (ニ)	予定納税額 (第1期分・第2期分)	㉞
配当 (ヘ)	配当 (ヘ)		㉟

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

メール受信通知 サンプル



※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目 (所得税及び復興特別所得税) が表示され、かつ申告等データが税務署に到達したことがわかるものを添付してください。

② 月単位の売上がわかる書類等の写し

対象月（2021年11月以降のいずれかの月）の売上がわかる売上台帳等の写し

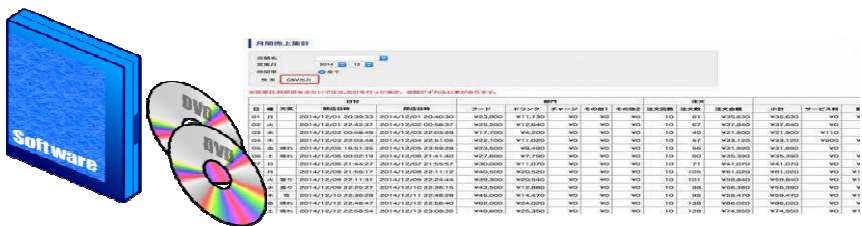
※書式は問わないが、年月日・社名（屋号等）の押印・月の合計額が確認できる書式であること。

※手書きの売上台帳等のコピーでも問題ありません。

（事業者名、および年月が明確に記載されていること）。

※電子申請の場合は、pdf、jpg、png形式でご提出いただくよう、お願いいたします。

経理ソフトから抽出した売上データ



エクセルで作成した売上データ



手書きの売上台帳のコピーなど



pdf、jpg、png形式で出力したデータで提出してください。

③対象月・基準月の原材料等の単価がわかる書類等の写し

- ・ 基準月 2020年11月から2021年10月までのいずれかの月の請求書等の写し
(申請する原材料・資材等の単価が確認できる請求書等)
- ・ 対象月 2021年11月以降のいずれかの月の請求書等の写し
(申請する原材料・資材等の単価が確認できる請求書等)

※書式や名称は問いませんが、年月日・社名(屋号等)の押印・申請する原材料・資材の単価が確認できる書式であること。

※申請する原材料・資材以外の請求書は不要です。

※電子申請の場合は、pdf、jpg、png形式でご提出いただくよう、お願いいたします。

※請求書等がない場合は、レシートをご提出ください。

(この場合、**当該レシート以外に提出できる証拠書類がないこと、申請者本人に発行されたものであることを宣誓いただきます**)

経理ソフトから抽出した仕入データ

※原材料・資材の単価が確認できること



品名	数量	単価	金額	納入先	納入日	納入月	納入年	納入日	納入月	納入年	納入日	納入月	納入年	納入日	納入月	納入年	納入日	納入月	納入年
...

pdf、jpg、png
形式で出力した
データで提出
してください。

仕入先からの請求書等

※原材料・資材の単価が確認できること

④本人確認書類の写し

本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できる形で提出してください。

- ① 運転免許証 (両面) (返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。)
- ② マイナンバーカード (オモテ面のみ)
- ③ 写真付きの住民基本台帳カード (オモテ面のみ)
- ④ 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書 (在留の資格が特別永住者のものに限る。)
- ⑤ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 (全ページ、カード式の場合は両面)

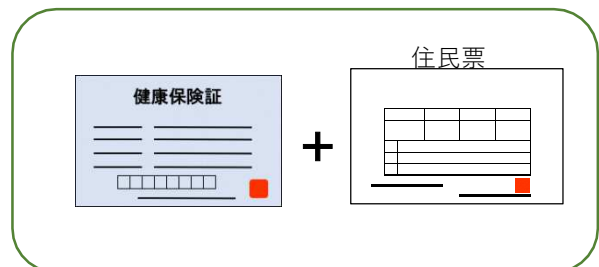
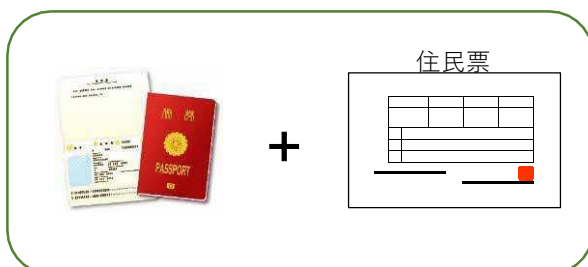
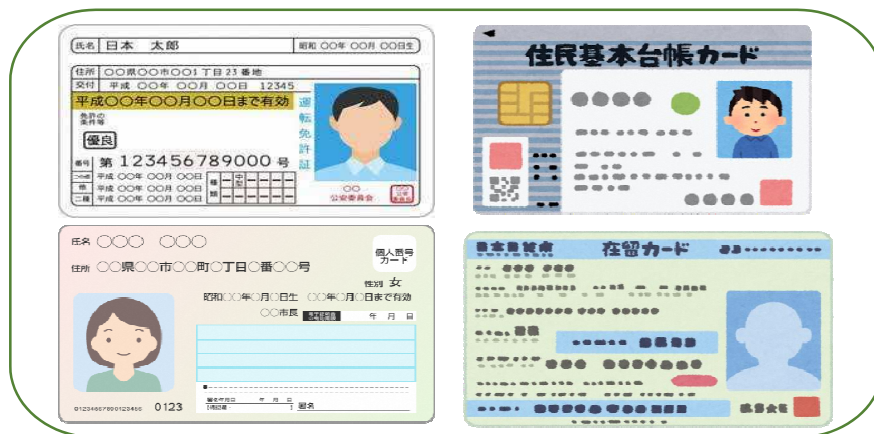
なお、①～⑤を保有していない場合は、⑥又は⑦で代替することができるものとします。

- ⑥ 住民票及びパスポート (顔写真の掲載されているページ) の両方の写し

- ⑦ 住民票及び各種健康保険証の両方の写し

(⑥又は⑦で代替する場合には、個人番号がないもの又は個人番号を塗り潰した写しをご提出ください。)

※申請時において有効なものであり、2022年7月20日現在の住所が申請時の住所と同一のものに限ります。



⑤通帳の写し

申請者本人名義の通帳の写しの提出が必要になります。
提出用の画像ファイルをご準備いただく際には、金融機関コード・支店コード・口座種別・口座番号・口座名義人カナ表記を確認できるように、スキャンまたは撮影を行ってください。

※**キャッシュカードの写しは不可**となります。

※電子通帳を利用しており、紙媒体の通帳を所持されていない場合は、電子通帳等の画面画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画面画像を提出してください。

※省略についてはP.30をご覧ください。

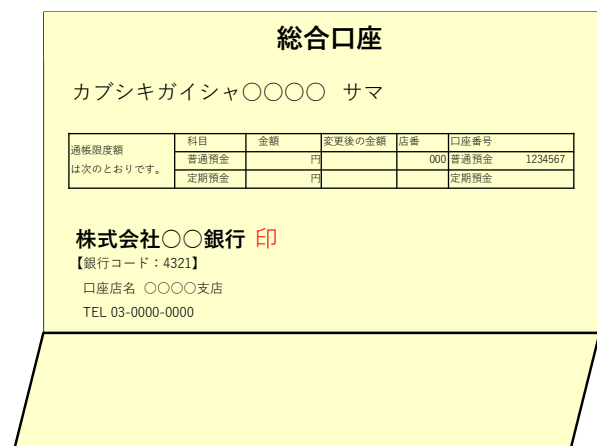
通帳のオモテ面



電子通帳 画面コピー



通帳を開いた1・2ページ目



！！ご注意ください！！

画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人カナ表記が1つでも確認できない場合は、振込ができず、支援金のお支払いができません！

⑤通帳の写し-省略する場合

2021年度に北海道が実施した道特別支援金 A・B・C を受給済みで、当該申請で使った口座を指定する場合は、口座を指定するいずれかの給付決定通知書の写しをご提出ください。

※通知書左上に記載されている事業者番号を申請の際に記入してください。

【道特別支援金 A・B・C】

令和○年(2021年)○月○日

〒**所在地**
所在地
所在地 2

・法人名・屋号
 ・代表者役職・代表者名 様

事業者番号 P000000 ← **事業者番号**

北海道知事 鈴木 直道

「道特別支援金」給付決定通知書

先に申請のありました「道特別支援金」につきまして、次のとおり給付決定し、届出のありました金融機関の預貯金口座に支援金を振り込みますので、お知らせいたします。

対象事業者名	・対象事業者名・
審査結果	給付決定
給付予定日	令和 3 年(2021 年) 10 月 15 日
給付金額	・給付金額・円

(1) この通知が送付された場合であっても、申請書類に記載した口座の情報が誤り等があるときは、支援金が振り込まれないことがあります。上記支給予定日に振込確認ができない場合は下記お問い合わせ先へご確認ください。

(2) 申請書類の内容に虚偽が判明した場合又は支給要件に該当しないこととなった場合は、支援金を返還していただきます。

(3) 申請書類に記載された情報は、公的機関(税務当局、警察、保健所等)の求めに応じて提供します。

⑥ 宣誓・同意書

宣誓・同意書を提出してください。

- ・ 個人事業者等の氏名を **必ず自署してください。**

様式1

宣誓・同意書

この事業者等事業継続緊急支援金（以下「事業継続緊急支援金」という。）申請・給付要領（以下「要領」という。）第8条に基づき、次の1から4までのいずれにも宣誓し、次の5から13までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに事務局に事業継続緊急支援金を返還します。

- 1 給付要件を満たしていること
- 2 要領第6条第3項の基本情報及び同条第4項の経歴情報等及び第7条の申請書類の内容に虚偽のないこと
- 3 暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること
- 4 事業継続緊急支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること
- 5 次の書類を電子的記録等により5年間保存すること
 - ・ 要領で定める確定申告書、その裏付けとなる取引内容が記録できる帳簿書類及び通帳
 - ・ 請求書等の原材料・資材等の単価を記録できる書類
- 6 事務局又は知事が委任若しくは受委任した者の求めに応じて、まで保存している情報を速やかに提出すること
- 7 事務局又は知事が委任若しくは受委任した者が本要領第13条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応ずること
- 8 無資格受給（申請が給付要件を満たさないにもかかわらず事業継続緊急支援金を受給することをいう。）又は不正受給（偽りその他の不正の行為（詐欺、脅迫、隠蔽その他の刑法（明治44年法律第45号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに達しない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない事業継続緊急支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実に反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、要領第13条に於いて事業継続緊急支援金の返還等を選択なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・種号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること
- 9 提出した基本情報等が事業継続緊急支援金の事務のために第三者に提供される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は直が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び事業継続緊急支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報（第三者から取得される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は直が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）があること
- 10 感染症ガイドラインに基づく感染拡大防止対策を徹底していること
- 11 新北商通スタイルの取組を実施していること
- 12 申請書に記載された情報について、公的機関（税務局、警察、保健所、市町村等）の求めに応じて直が情報を提供することに同意すること
- 13 要領に於くこと

令和 年 月 日

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業者等の氏名（自署）

自署のみ

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等①

雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入（以下「業務委託契約等収入」という。）として扱われる収入を主な生計としていること。

- ・ 基準月以前において**被雇用者又は被扶養者**でないこと。
※被雇用者とは会社等に雇用されている方、被扶養者とは家族等の収入で生計を維持されている方
- ・ 2018年又は2019年又は2020年の確定申告において、確定申告書第一表の「収入金額」の「事業」欄に記載がないこと。
※**確定申告書第一表の「収入金額」の「事業」欄に記載のある方は通常の申請となります。【P24～P31】**

【追加の書類】

- ①雑所得・給与所得確認資料 ⇒P35
- ②業務委託契約等収入があることを示す書類 ⇒P36～P40
- ③国民健康保険被保険者証の写し（両面） ⇒P41
- ④その他事務局が必要と認める書類

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等②

■ 業務委託契約等収入について

(1) 業務委託契約等収入とは以下の①及び②を満たすものを指します。

① 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であること

② 税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの

(2) 「主たる収入」であるかは、確定申告書において、以下の要件を満たしていること

① 確定申告書第一表における「収入金額等」の欄のうち「給与」「雑業務」「雑その他」の欄に含まれる「業務委託契約等に基づく事業活動からの収入合計がそれぞれの収入区分(㉔～㉗)の中で最も大きいこと

(※確定申告書第一表の控えは個人番号を塗り潰したものをご提出ください)

■ 確定申告書第一表 (B様式)

事業収入の欄に記載がある(「0円」ではない)方は「事業収入」での通常申請となります。

「収入金額等」の「給与」(㉔)、「雑業務」(㉗)、「雑その他」(㉘)のみ対象。
㉔～㉘の中で、事業活動に基づく収入が最大である必要があります。

※個人番号を塗り潰したものをご提出ください。

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等③

確定申告書における対象となる例

確定申告書第一表における「収入金額等」の欄のうち「給与」「雑業務」、「雑その他」の欄に含まれる「業務委託契約等に基づく事業活動からの収入合計がそれぞれの収入区分(ウ~ケ)の中で最も大きいこと

収入金額等	事業所得	ア							
	雑所得	イ							
	不動産	ウ			400000				
	利子	エ							
	配当	オ							
	給与	カ			500000				
	公的年金等	キ							
	雑業務	ク			300000				
	その他	ケ			300000				
	総合口座 短期	コ							
総合口座 長期	カ								
一時	キ								

1円でも記載があれば通常申請

うち業務委託契約等収入

① 450,000

② 50,000

③ 50,000

基準月の月額売上
 $(①+②+③) \div 12ヶ月$
 = **45,833**

合計金額を12ヶ月で割った金額が基準月の月額売上となります。

「給与」「雑業務」、「雑その他」のうち業務委託契約等収入合計が収入区分(ウ~ケ)の中で最も大きい

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等④
追加添付書類① 雑所得・給与所得確認資料

記載例

申請事業者名 ●●●●●●

代表者名 ●●●●●●

【主たる収入を雑収入・給与所得で確定申告した個人事業者用_業務委託収入の確認】

本資料について、確定申告書第一表（B様式）の左上に記載されている
『収入金額等』の各項目の数字を元に記載をしてください。

1. 「収入金額等」の「給与」(㉔)、「雑業務」(㉕)、「雑その他」(㉖)に
記載されている金額のうち、業務委託契約等に基づく事業活動からの収入のみを
記載してください。

1-1「給与」(㉔) 450,000 円

1-2「雑業務」(㉕) 50,000 円

1-3「雑その他」(㉖) 50,000 円

2. 上記 1-1～3 の合計金額が、「不動産」(㉗)、「利子」(㉘)、「配当」(㉙)、「公的年金等」
(㉚)、のそれぞれの金額を超えているか確認をしてください。

- 超えている。
 超えていない※給付対象外となります。

3. 基準月の月額売上 45,833 円

※1-1、1-2、1-3 の合計を 12 で割った平均月額売上を記入してください。
※申請書裏面の基準月売上記入欄に転記してください。

※事業継続緊急支援金専用ホームページから様式4を
ダウンロードしていただき追加書類として提出してください。

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等⑤
追加添付書類② 業務委託契約等収入があることを示す書類

■ **売上要件の基準期間（2018年～2020年）の収入が業務委託契約等収入であることを示す書類**として下記の書類の提出が必要となります。

※複数の業務委託契約等がある場合は、**いずれか1つの業務委託契約に関する下記の書類を提出**してください。

※いずれの書類も、**2018年～2020年中**に業務委託契約等の全部又は一部が履行され、かつ報酬等が支払われたものに限ります。

※いずれの書類も、同一の業務委託契約に関するものに限ります。

	業務委託契約等収入があることを示す書類	書類の内容
A	道内事業者等事業継続緊急支援金業務委託契約等契約申立書（様式指定） 【P37参照】	報酬等支払者と契約があったことを証する書類
	業務委託契約書等の写し 【P38参照】	報酬等支払者との業務委託契約等の契約書
B	支払調書の写し 【P39参照】	支払者が発行したもの
	源泉徴収票の写し 【P39参照】	支払者が発行したもの
	支払明細書の写し 【P39参照】	支払者が発行し、支払者の署名等のあるもの
C	通帳の写し 【P40参照】	・申請者本人名義の通帳であることがわかる部分 ・報酬等が支払われたことがわかる部分

※Aからいずれか1つを提出。

※Bからいずれか1つを提出。

※Cは、必ず提出。

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等⑦
追加添付書類② 業務委託契約等収入があることを示す書類

■申請者が契約元と業務委託等を締結していたことを証する申立書(記載例)
契約を締結した当事者(申請者と契約元)の署名又は記名押印があるもの
※売上要件の基準期間(2018年から2020年)の間に実施され、報酬が支払われたもの

様式2

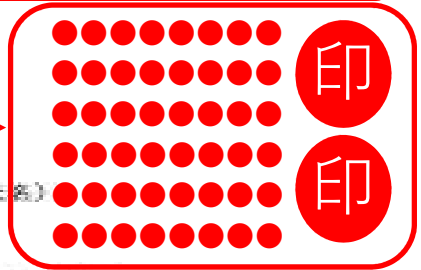
北海道事業者継続緊急支援会事務局 様

作成した日付を
記載して下さい。

令和●年●月●日

申請者の名称等、契約の相手方の
法人名・名称等を記入してください。

(申請者住所)
(申請者氏名)
(申請者連絡先)
(契約者住所)
(契約者の名称又は氏名)
(契約者連絡先)



道内事業者等事業継続緊急支援会業務委託契約等契約申立書

●●(契約者の名称又は氏名)とその被雇用者ではない●●(申請者氏名)は、道内事業者等事業継続緊急支援会の中請に当たり、両者が締結した次の業務委託契約等について、平成30年(2018年)又は令和元年(2019年)又は令和2年(2020年)のうちいずれかが基準年に該当する年にその全部又は一部の履行がなされ、当該履行を踏まえ、申請者に対する報酬等の支払いが行われたことを申し立てます。

なお、本申立書に偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法(明治40年法律第45条)各条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に本申立書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことを行う。)を行い、申請した場合は、道内事業者等事業継続緊急支援会申請要領における無資格受給又は不正受給に該当するものとして扱います。

記

- 1 業務委託契約等の内容
- 2 業務委託契約等の期間
- 3 業務委託契約等の報酬等

バスガイド業務
2020年5月1日~2020年12月31日
650,000円

業務内容、契約締結の期間、契約に基づく
報酬額について、簡潔に記載してください。

以上

注：本申立書において、「契約者」とは、業務委託契約等の契約当事者のうち、申請者ではない者をいう。なお、契約者名が法人名又は屋号・商号の場合、その代表者又は担当者の氏名も併記するものとする。

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等⑧
追加添付書類② 業務委託契約等収入があることを示す書類

■申請者がその雇用者でない者との間で締結する業務委託契約書 (参考例)

様式は問いません。

※契約書の名称が「雇用契約」「労働契約」「委任契約」等の契約書ではないこと

例) 様式任意

委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称
- 2 委託期間
- 3 業務委託料

バスガイド業務
●●年●●月●●日から
●●年●●月●●日まで
金 ●●●●●●●●円

業務内容、契約締結の
期間、契約に基づく報
額について、簡潔に記
載されていること。

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

●●年●●月●●日

作成した日付が記載されていること。
※委託期間以前の日付であること。

委託者住所
氏名

受託者住所
氏名

●●●●●●●●●● 印
●●●●●●●●●● 印

申請者の名称等、契約の相手方の
法人名・名称等が記載されていること。

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等^⑩
追加添付書類^② 業務委託契約等収入があることを示す書類

■通帳の写し

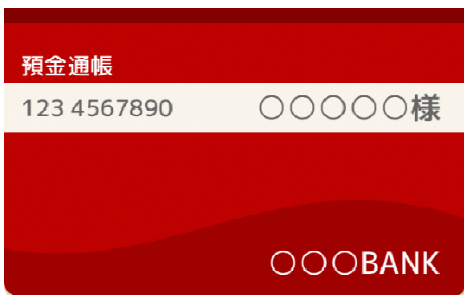
業務委託契約等によって 契約元から報酬の支払いがあったことを示す申請者本人名義の通帳

※申請者本人名義であることと業務委託契約での報酬が

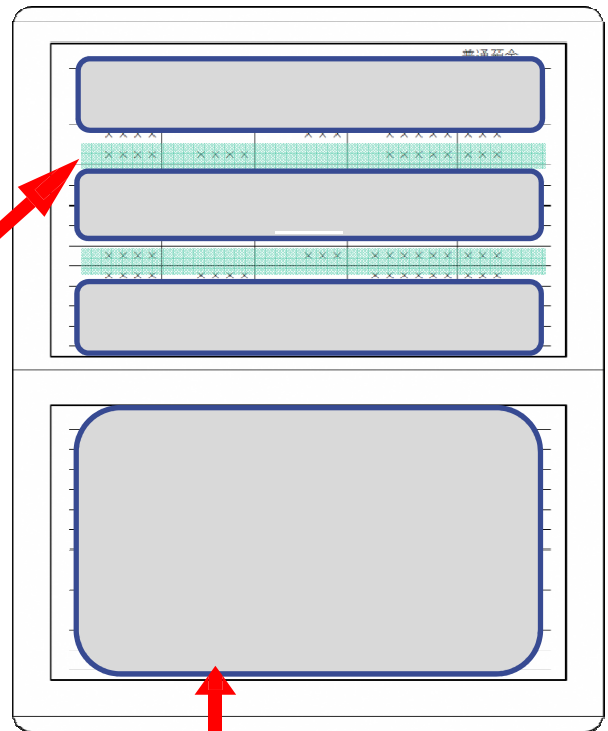
支払われたことが分かるようにマーカーなどで印(しるし)が必要

※電子通帳を利用しており、紙媒体の通帳を所持されていない場合は、申請者本人名義であることと業務委託契約での報酬が支払われたことがわかる 電子記帳等の画面画像を提出してください。当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画面画像を提出してください。

通帳のオモテ面



支払われたことが分かる
通帳のページ



業務委託契約等に基づく報酬が支払われたこと(支払者・日付を含む)が分かる箇所にマーカーなどで印をつけた上で、該当ページの写しをご提出下さい。

関係のない部分は黒塗りしてください。
※電子通帳等の場合においても、関係のない部分は、黒塗りしてください。

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等^⑪
追加添付書類^③ 国民健康保険被保険者証の写し

- 申請者本人名義の国民健康保険被保険者証の写し（表面・裏面）
- ・有効期限内の国民健康保険被保険者証の提出をお願い致します。
 - ・資格取得日が売上要件の基準月以前のものに限ります。

※制度上の理由により、国民健康保険被保険者証が提出できない個人事業者等については、以下のいずれかの代替書類の提出をお願いします

対象者	代替書類		
任意継続 被保険者	①	健康保険被保険者証 (退職前に所属していた企業の健康組合発行) + 退職証明書(退職前に所属していた企業が発行)	①又は ②のい ずれか
	②	健康保険被保険者証 (退職前に所属していた企業の健康組合発行) + ハローワーク発行の「離職票」 または退職前に所属していた企業が発行した 「雇用保険被保険者離職証明書」	
後期高齢医療 被保険者	後期高齢者医療被保険者証 (住所・氏名・生年月日が分かる部分)(オモテ面)		

◎ 国民健康保険被保険者証

国民健康保険被保険者証であること

有効期限内であること

The diagram shows a National Health Insurance Certificate with the following fields and annotations:

- 国民健康保険被保険者証**: Circled in red.
- 有効期限**: Represented by a bar chart, with an arrow pointing to it from the '有効期限内であること' box.
- 記号00 番号00**: Circled in red.
- 資格取得日**: Circled in red, with an arrow pointing to it from the '資格取得日が基準月以前であること' box.
- 保険番号**: The number is blacked out, with an arrow pointing to it from the '保険番号を黒塗りにしていること' box.

資格取得日が基準月以前であること

保険番号を黒塗りにしていること